

岩手県告示第 867 号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和 48 年岩手県告示第 735 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="140 427 778 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>有限会社一関第一自動車学校（昭和57年9月10日指定）</p><p><u>社団法人岩手県貸金業協会（昭和59年4月1日名称変更）</u></p><p>株式会社マルカン自動車学校（平成19年10月27日指定）</p><p>[略]</p></div>	<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="826 427 1465 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>有限会社一関第一自動車学校（昭和57年9月10日指定）</p><p>株式会社マルカン自動車学校（平成19年10月27日指定）</p><p>[略]</p></div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	